

電力需給約款

(特別高圧・高圧)

令和8年2月28日実施
株式会社F P S

目次

第1章 総則	1
第1条（目的）	1
第2条（約款の適用）	1
第3条（定義）	1
第4条（単位および端数処理）	3
第2章 契約の成立および契約期間	3
第5条（電力需給契約の成立）	3
第6条（契約期間）	4
第7条（契約保証金）	4
第3章 供給電力	5
第8条（需要場所）	5
第9条（需給地点）	5
第10条（供給電圧、供給電気方式、周波数）	5
第11条（契約電力）	5
第4章 料金等	6
第12条（料金等）	6
第13条（料金の算定）	9
第14条（料金の支払方法等）	10
第5章 使用および供給	11
第15条（適正契約の保持）	11
第16条（電力需要者の電力受給権）	11
第17条（当社の電力供給義務）	11
第18条（電力の託送供給のための手続）	12
第19条（電力使用統計提出義務）	12
第20条（調整装置または保護装置の設置を要する場合）	12
第21条（超過使用）	12
第22条（電力需要者の力率保持）	13
第23条（供給の停止）	13
第24条（給電指令の実施等）	14
第6章 保安、工事、工事費の負担	14
第25条	14
第26条（立入受忍義務）	14
第27条（電力需要者の協力）	15
第28条（免責）	17
第29条（違約金補償）	17
第30条（設備の賠償）	17
第31条（工事費負担）	18
第32条（料金および工事費の精算）	18

第7章 契約の終了	19
第33条（契約期間の満了）	19
第34条（中途解約）	19
第35条（当社の義務違反等による電力需要者の契約解除権）	20
第36条（電力需要者の義務違反等による当社の契約解除権）	20
第8章 約款等の改定等.....	21
第37条（約款等の改定）	21
第38条（約款等が改定された場合の取り扱い）	21
第39条（信用情報の共有）	22
別紙	23

第1章 総則

第1条（目的）

この電力需給約款（特別高圧・高圧）（以下「この約款」という。）は、小売電気事業者である株式会社F P S（以下「当社」という。）が、特別高圧または高圧で電気の供給を受ける電力需要者の需要に応じて電気を供給する場合における供給条件を定めるものである。

第2条（約款の適用）

当社が、電力需要者へ電気の供給を行うときの権利義務および供給条件は、この約款および当社が電力需要者との間で締結する電力需給契約書（以下「契約書」という。）による。契約書の規定とこの約款の規定に齟齬がある場合は、契約書の規定が優先する。また、法改正等によりこの約款の規定の一部が無効となってもその他の規定には影響を及ぼさないものとする。なお、この約款および契約書に定めのない事項については、関連法令および一般送配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の接続供給の条件等に従うものとする。

第3条（定義）

この約款および契約書で使用される用語を以下のとおり定義する。

1. 「電力需給契約」とは、この約款および契約書に基づき、当社が電力需要者に電気を供給するために締結される契約をいう。
2. 「電力需要者」とは、当社と電力需給契約を締結した者をいう。
3. 「個別条件」とは、契約書に定める個別の電力需給条件をいう。
4. 「当該一般送配電事業者」とは、電力需要者の需要場所を供給区域とする一般送配電事業者をいう。なお、一般送配電事業者の供給区域の名称は、以下のとおりとする。なお事業の全部の譲渡、合併または会社分割（一般送配電事業の全部を承継させるものに限る。）によって一般送配電事業を承継することについて、電気事業法に基づく認可を受けた当該一般送配電事業を承継した会社を含み、以下同様とする。

一般送配電事業者	供給区域
北海道電力ネットワーク株式会社	北海道エリア
東北電力ネットワーク株式会社	東北エリア
東京電力パワーグリッド株式会社	東京エリア
中部電力パワーグリッド株式会社	中部エリア
北陸電力送配電株式会社	北陸エリア
関西電力送配電株式会社	関西エリア
中国電力ネットワーク株式会社	中国エリア

四国電力送配電株式会社	四国エリア
九州電力送配電株式会社	九州エリア

5. 「託送約款等」とは、当該一般送配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の接続供給の条件等をいう。なお、当該一般送配電事業者が契約期間中に託送約款等を改定し、これを実施した場合には、改定された託送約款等に準拠するものとする。
6. 「高圧」とは、標準電圧6,000ボルトをいう。
7. 「特別高圧」とは、標準電圧20,000ボルト以上をいう。
8. 「契約電力」とは、当社と電力需給契約を締結した電力需要者が、当社より供給を受けることが可能な最大電力として契約書に記載される電力(kW)をいう。但し、自家発補給電力サービスに係る契約電力は除く。
9. 「契約電力量」とは、契約電力による30分単位の電力量をいい、契約電力を2で除した数値と同一とする。
10. 「契約超過電力」とは、契約電力量を超過する30分の電力量を2倍した値であって、かつ、当該月で最大のものをいう。
11. 「供給開始日」とは、契約履行のため、当社が当該一般送配電事業者と締結した託送約款等における接続供給開始日をいう。
12. 「使用電力量」とは、電力需要者が当社から受給して使用した電力量をいう。
13. 「超過電力」とは、電力需要者が契約電力量を超過して電気を使用した場合における、当該超過部分をいう。
14. 「基本料金単価」とは、個別条件記載の基本料金単価をいう。
15. 「従量料金単価」とは、個別条件記載の従量料金単価をいう。
16. 「電力量料金」とは、従量料金単価に燃料費等調整単価を加算または減算をして計算されるものをいう。
17. 「給電指令」とは、当該一般送配電事業者が託送約款等に基づいて実施する電力需要者の電力使用に関する指示(制限、一部中止および全部中止)をいう。
18. 「消費税相当額」とは、消費税法の規定による消費税および地方税法の規定による地方消費税の両方に相当する金額をいう。
19. 「夏季」とは、毎年7月1日から、9月30日までをいう。
20. 「他季」とは、毎年10月1日から翌年6月30日までをいう。
21. 「ピーク時間」とは、夏季の毎日午後1時から午後4時までの時間をいう。但し、当該一般送配電事業者が休日等に定める日の該当する時間を除く。
22. 「重負荷時間」とは、夏季の毎日午前10時から午後5時までの時間をいう。但し、当該一般送配電事業者が休日等に定める日の該当する時間を除く。
23. 「昼間時間」とは、毎日午前8時から午後10時までの時間をいう。但し、ピーク時間または重負荷時間および当該一般送配電事業者が休日等に定める日の該当する時間を除く。
24. 「夜間時間」とは、ピーク時間または重負荷時間および昼間時間以外の時間をいう。
25. 「休日」とは、当該一般送配電事業者が託送約款等で定める休日をいう。

- 2 6. 「接続供給」とは、当社が電力需要者に電気の供給を行うために必要となる、当社が当該一般送配電事業者から受ける電気の供給をいう。
- 2 7. 「接続供給契約」とは、当社が電力需要者に電気の供給を行うために必要となる、当社と当該一般送配電事業者との接続供給に係る契約をいう。
- 2 8. 「接続供給契約電力」とは、接続供給契約上、当社が当該一般送配電事業者との関係で、接続供給契約において定められる接続供給に係る契約種別に応じて使用できる最大電力（キロワット）をいう。
- 2 9. 「接続供給電力」とは、接続供給契約に基づき、当社が当該一般送配電事業者から供給を受ける、接続供給される電気の電力をいう。
- 3 0. 「最大需要電力」とは、30分ごとの需要電力の最大値であって、記録型計量器により計量される値をいう。但し、自家発補給電力サービスに係る最大需要電力は除く。
- 3 1. 「再生可能エネルギー発電促進賦課金」とは、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」という。）第36条第1項に定める賦課金をいう。
- 3 2. 「貿易統計」とは、関税法に基づき公表される統計をいう。
- 3 3. 「電力市場価格」とは、一般社団法人日本卸電力取引所（以下「卸電力取引所」という。）の業務規程に定める翌日取引を行なうための卸電力取引市場において、売買取引に係る電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けるものとして売買取引を行なう価格のうち、卸電力取引所が電力需要者の需要場所の属する供給区域のものとして公表した値をいう。但し、これによりがたい場合は、基準市場価格等に基づき、当社が決定した値とする。

第4条（単位および端数処理）

この約款および契約書において、料金その他を計算する場合における単位および端数処理の方法については、以下のとおりとする。

1. 契約電力の単位は、1キロワット（kW）とし、端数については、小数点以下第1位で四捨五入するものとする。但し、第11条（契約電力）第2項を適用した場合に算定された値が0.5キロワット（kW）未満となるときは、契約電力を1キロワット（kW）とする。
2. 使用電力量の単位は、1キロワット時（kWh）とし、端数については小数点以下第1位で四捨五入するものとする。
3. 力率の単位は、1パーセントとし、端数については、小数点以下第1位で四捨五入するものとする。
4. 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、端数については切り捨てるものとする。

第2章 契約の成立および契約期間

第5条（電力需給契約の成立）

1. 電力需要者が新たに需給契約の締結を希望される場合は、あらかじめこの約款および

託送約款等における需要者に関する事項を遵守することを承認のうえ、当社指定の方法により申込をするものとする。なお、当社と電力需要者の間の需給契約は、契約書の締結日をもって成立するものとする。

2. 電気事業法に規定する供給条件の説明時に交付すべき書面、および契約締結後に交付すべき書面に代わる方法として、当社は、電子メールの送信、当社が運営するウェブサイトへの掲載または電力需要者専用のウェブページへの掲載（以下「電磁的方法」という。）を用いる。但し、当社が書面を交付することを妨げるものではない。これらのことについて、電力需要者は予め承諾するものとする。
3. 電力需要者が電圧または周波数の変動等によって損害を受ける惧れがある場合、電力需要者は、無停電電源装置の設置等必要な措置を自らの費用と責任において講じるものとする。また、電力需要者が保安等のために必要とされる電気については、電力需要者は、その容量を明らかにし、保安用の発電設備の設置または蓄電池装置の設置等必要な措置を講じるものとする。
4. 電力需要者が電気設備を当該一般送配電事業者の供給設備に電気的に接続するにあたっては、電気設備に関する技術基準、その他の法令等に従い、かつ、当該一般送配電事業者の託送供給等約款別冊に定める系統連系技術要件を遵守して、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によるものとする。

第6条（契約期間）

1. 当社と電力需要者の間の電力需給契約の期間は、契約書に定めるものとする。
2. 契約期間が延長される場合、当社は、原則として、契約延長前に延長後の契約期間のみを書面を交付することなく電磁的方法により説明し、かつ、契約延長後に当社の名称および住所、電力需要者との契約の年月日、延長後の契約期間ならびに供給地点特定番号を記載した書面を交付し、または電磁的方法により提供するものとし、電力需要者は、当該取扱いについて、予め承諾するものとする。

第7条（契約保証金）

1. 電力需給契約の締結に際し、当社は、電力需要者に対し、予想月額料金の3ヶ月分相当額を上限とする契約保証金を担保として預託することを求めることができる。
2. 電力需給契約の締結に際し、当社が、電力需要者に対し契約保証金の預託を求めなかった場合であっても、電力需要者が債務の履行を遅延する等、当社が必要と認めた場合には、当社は、電力需要者に対し、予想月額料金3ヶ月分相当額を上限とする契約保証金を担保として預託するよう求めることができる。
3. 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は、電力需要者の負荷率、操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して当社が算定するものとする。
4. 電力需給契約が終了した場合において、電力需要者が当社に対して履行すべき債務の履行を遅延または履行しなかった場合には、当社は第1項または第2項の規定に従い、電力需要者から差し入れを受けた契約保証金を当該債務の弁済に充当することができる。
5. 電力需給契約が終了した場合において、電力需要者に対して返還すべき契約保証金がある場合には、当社は、契約期間満了後3ヶ月以内に、契約保証金の残額を電力需要者

に返還するものとする。なお、当社は、本条の契約保証金に利息を付さないものとする。

第3章 供給電力

第8条（需要場所）

当社が電力需要者に供給する電力の需要場所については、契約書に個別条件として記載するものとする。

第9条（需給地点）

当社が電力需要者に供給する電力の需給地点については、契約書に個別条件として記載するものとする。

第10条（供給電圧、供給電気方式、周波数）

当社が供給する電力の供給電圧、供給電気方式および周波数については、契約書に個別条件として記載するものとする。

第11条（契約電力）

契約電力は、以下の区分に従って定めるものとし、具体的な数値については、契約書に個別条件として記載するものとする。

1. 契約電力が500キロワット以上の場合

- (1) 契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、1年間を通じての最大の負荷、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、電力需要者および当社との協議を踏まえ、当社と当該一般送配電事業者との協議によって定めるものとする。なお、新たに電気を使用する場合等で、適当と認められるときは、供給開始の日から1年間については、契約電力が増加する場合に限り、段階的に定めることがあるものとする。
- (2) 自家発補給電力と同一計量される場合で、自家発補給電力によって電気を使用されたときは、原則として、その1月の自家発補給電力の供給時間中における30分ごとの需要電力の最大値から自家発補給電力のその1月の需要電力の最大値を差し引いた値と、その1月の自家発補給電力の供給時間以外の時間における30分ごとの需要電力の最大値のうち、いずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなす。

2. 契約電力が500キロワット未満の場合

- (1) 各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。但し、本契約期間中に最大需要電力が500キロワット以上となる場合は、契約電力を前項によってすみやかに定めるものとする。

イ. 新たに電気の供給を受ける場合、料金適用開始の日以降12月の期間の各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。但し、この約款により電気の供給を受ける前から引き続き当該一般送配電事業者の供給設備を利用する場合は、この約款により電気の供給を受ける前の電気の供給は、契約電力の決定上、この約款により受けた電気の供給とみなす。

- ロ. 需要場所における受電設備を増加する場合等で、増加した日を含む 1 月の増加した日以降の期間の最大需要電力の値がその 1 月の増加した日の前日までの期間の最大需要電力と前 1 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その 1 月の増加した日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前 1 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、その 1 月の増加した日以降の期間の契約電力は、その期間の最大需要電力の値とする。
 - ハ. 需要場所における受電設備を減少する場合等で、1 年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなときは、減少した日を含む 1 月の減少した日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前 1 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少した日以降 1 2 月の期間の各月の契約電力は、需要場所における負荷設備および受電設備の内容、1 年間を通じての最大の負荷、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、電力需要者と当社との協議を踏まえ、当社と当該一般送配電事業者との協議によって定めた値とする。但し、減少した日以降 1 2 月の期間で、その 1 月の最大需要電力と減少した日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値が電力需要者と当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少した日を含む 1 月の減少した日以降の期間については、その期間の最大需要電力の値が電力需要者と当社との協議によって定めた値を上回る場合とする。）は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値とする。
- (2) 自家発補給電力と同一計量される場合で、自家発補給電力によって電気を使用されたときは、原則として、その 1 月の自家発補給電力の供給時間中における 30 分ごとの需要電力の最大値から自家発補給電力のその 1 月の需要電力の最大値を差し引いた値と、その 1 月の自家発補給電力の供給時間以外の時間における 30 分ごとの需要電力の最大値のうち、いざれか大きい値を、その 1 月の最大需要電力とみなす。

第4章 料金等

第12条 (料金等)

電力需要者は、供給開始日以降、基本料金、電力量料金、予備送電サービス料金、自家発補給電力サービスの料金および別紙 2 により算定される再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計額を当社に対して支払うものとする。

1. 基本料金

1 月当たりの基本料金は、次の算定式により求められる金額とし、供給開始日以降に適用するものとする。但し、電力需要者が全く電力を使用しない月の基本料金は半額とする。なお、別紙 1 の力率割引または割増を適用するものとする。

(算定式) 基本料金単価 × 契約電力

2. 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の電力需要者の使用電力量によって算定するものとし、次の算定式により求めるものとする。

(算定式) 使用電力量（キロワット時）× 従量料金単価（円／キロワット時）

なお、従量料金単価の適用期間、適用時間および適用日の定義は第3条（定義）第19項から第25項のとおりとする。但し、電力量料金については、別紙3の燃料費等調整単価に基づき算出された燃料費等調整額を反映するものとする。また、毎月の燃料費等調整額の具体的な金額については、別途通知する。

3. 予備送電サービス料金

当該一般送配電事業者が維持・運用する常時供給設備等の補修や事故により生じた不足電力の補給にあてるため、電力需要者が当該一般送配電事業者の予備電線路を通じて、当社から供給を受けることができるサービスに係る料金を意味する。なお、予備送電サービスに係る契約を締結していない電力需要者は対象外とする。

1月当たりの予備送電サービス料金は、次の算定式により求められる金額とし、供給開始日以降適用するものとする。なお、電力需要者は、予備送電サービス料金を、電力需要者の予備送電サービスの利用の有無にかかわらず支払うものとし、力率割引および割増は適用されないものとする。

(算定式) 予備送電サービス単価 × 契約電力

なお、電力量料金は、その1月の使用電力量につき、契約書で定める主たる供給電力（契約電力が複数ある場合は「常用線」として定める契約電力により供給される電力を指し、以下「主たる電力」という。）の該当料金を適用する。また、予備送電サービス単価は、契約書に個別条件として記載するものとする。

4. 自家発補給電力サービス料金等

電力需要者の自家発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含む。）により生じた不足電力の補給にあてるために当社から電気の供給を受けることができるサービスを意味する。自家発補給電力を契約していない電力需要者は対象外とする。なお、大気汚染防止法等の関係する法令で定めるところにより火力発電設備の出力を抑制したときに生じた不足電力、渇水により水力発電設備の出力が低下したときに生じた不足電力等の補給にあてるために電気の供給を受ける場合については、対象としない。

（1）自家発補給電力サービスに係る契約電力および自家発補給電力サービスに係る最大需要電力

- イ. 契約電力は、電力需要者の発電設備の容量（定格出力とする。）を基準として、電力需要者と当社との協議を踏まえ、当社と当該一般送配電事業者との協議によって定めるものとする。この場合、契約電力は、原則として、1台当たりの容量が最大となる発電設備の容量（定格出力とする。）を下回らないものとする。
- ロ. 契約書で定める主たる電力と同一計量される場合で、自家発補給電力を使用されたときは、次の場合を除き、原則として自家発補給電力に係る契約電力をその1

月の自家発補給電力に係る最大需要電力とみなす。

- (イ) 主たる電力の契約電力（以下「主契約電力」という。）を第11条（契約電力）第1項に基づき定める電力需要者において、その1月の30分ごとの需要電力の最大値が、主契約電力と自家発補給電力に係る契約電力との合計を超える場合、超過の原因が自家発補給電力の超過であることが明らかなときは、その超過分の最大値を自家発補給電力に係る契約電力に加算した値を、その1月の自家発補給電力に係る最大需要電力とみなす。なお、超過の原因が明らかでない場合には、その超過分の最大値を主契約電力と自家発補給電力に係る契約電力との比率により按分して得た値を、自家発補給電力に係る契約電力に加算した値を、その1月の自家発補給電力に係る最大需要電力とみなす。
- (ロ) 主契約電力を第11条（契約電力）第2項に基づき定める電力需要者において、その1月の30分ごとの需要電力の最大値が主契約電力と自家発補給電力に係る契約電力との合計を超える場合、かつ、発電設備の容量と自家発補給電力に係る契約電力が等しいときは、原則としてその超過分の最大値を主契約電力に足し合わせるものとする。なお、発電設備の容量が自家発補給電力に係る契約電力を上回るときは、その超過分の最大値を自家発補給電力に係る契約電力に加算した値を、その1月の自家発補給電力に係る最大需要電力とみなす。

(2) 料金

イ. 自家発補給電力基本料金

1月当たりの料金は、次の算定式により求められる金額とし、供給開始日以降に適用するものとする。但し、電力需要者が全く電力を使用しない月は、自家発補給電力未使用月基本料金単価を適用する。なお、自家発補給電力サービスの未使用月を除き、別紙1の力率割引または割増を適用するものとする。また、その1月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合（その期間が料金の算定期間と一致する場合を除く。）で、その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における電気の供給は、前月におけるものとみなす。

(算定式) 自家発補給電力基本料金単価 × 契約電力

なお、自家発補給電力基本料金単価および自家発補給電力未使用月基本料金単価は、契約書に個別条件として記載するものとする。

ロ. 自家発補給電力量料金

自家発補給電力量料金は、次の算定式により求めるものとする。

(算定式) 使用電力量（キロワット時）× 自家発補給電力従量料金単価（円／キロワット時）

なお、自家発補給電力従量料金単価は、契約書に個別条件として記載するものとし、適用期間、適用時間および適用日の定義は第3条（定義）第19項から第25項まで

のとおりとする。

但し、別紙3の燃料費等調整単価に基づき算出された燃料費等調整額を反映するものとする。毎月の燃料費等調整額の具体的な金額については、別途通知する。

(3) 使用

- イ. 電力需要者が自家発補給電力を使用する場合は、使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ当社に通知するものとする。但し、事故その他やむをえない場合は、使用開始後すみやかに当社に通知するものとする。
- ロ. 主たる電力と自家発補給電力を同一計量する場合で、主契約電力が第11条（契約電力）第1項によって決定される電力需要者の場合、その1月の30分ごとの需要電力の最大値が主契約電力をこえないときは、自家発補給電力が使用されなかつたものとみなす。

(4) 主たる電力と同一計量される場合の使用電力量

- イ. 自家発補給電力の供給時間中の各時間ごとに使用電力量から基準の電力を差し引いた値の合計を自家発補給電力の使用電力量とする。なお基準の電力は、原則として、自家発補給電力の使用開始日から前3日間（土日祝日を除く。）における各時間帯ごとの平均使用電力量とする。但し、当該基準の電力の算定が不適当と認められる場合は、別途電力需要者と当社による協議で定めるものとする。
- ロ. 使用電力量の区分
自家発補給電力の使用電力量は、原則として自家発補給電力に係る最大需要電力に自家発補給電力の使用時間を乗じてえた値をこえないものとする。なお、超過分は主たる電力により使用されたものとする。

(5) その他

- イ. 電力需要者は、定期検査または定期補修を、できるだけ夏季を避けて実施するものとし、毎年度当初にあらかじめその実施の時期を定め、当社へ文書により通知するものとする。その実施の時期を変更する場合には、その1月前までに当社に通知するものとする。なお、その実施の時期に需給状況が著しく悪化した場合には、当社は電力需要者に、その時期の変更の申し入れを行うことができるものとする。
- ロ. 当社は、必要に応じて電力需要者から電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録の提出を求めることができるものとする。

第13条（料金の算定）

1. 料金の算定期間は、託送約款等に定める計量期間、検針期間または検針期間等（以下「計量期間等」という。）とする。但し、電気の供給を開始し、または電力需給契約が終了した場合の料金の算定期間は、供給開始日から供給開始日を含む計量期間等の終期までの期間または終了日の前日を含む計量期間等の始期から終了日の前日までの期間とする。
2. 使用電力量は、託送約款等に定める電力需要者の供給地点に係る30分ごとの接続供給電力量とする。また、料金の算定期間の使用電力量は、30分ごとの使用電力量を、料金の算定期間ににおいて合計した値とする。なお、料金の算定期間に季節別および時間帯別の使用電力量は、季節および時間帯ごとに、30分ごとの使用電力量を、料金の算定期間に

おいて合計した値とする。計量器の故障等によって使用電力量または最大需要電力を正しく計量できなかった場合には、使用電力量または最大需要電力は、託送約款等に定めるところにより電力需要者との協議によって定めるものとする。

3. 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を1月として算定し、また、計量期間等の最終日の属する暦月をもって料金の該当月を定めるものとする。

- (1) 電気の供給を開始し、もしくは電力需給契約が終了した場合、または託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者が接続供給を再開し、もしくは停止した場合
- (2) 契約種別、契約電力、力率等を変更したことにより、料金に変更があった場合
- (3) 計量期間等の日数がその計量期間等の始期に対応する当該一般送配電事業者が電力需要者の属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき

4. 料金は、電力需給契約ごとに当該電力需給契約に適用される料金を適用して算定する。

5. 第3項(1)、(2)または(3)の場合、次により料金を算定するものとする。

- (1) 基本料金、および自家発補給電力基本料金は別紙4により日割計算する。
- (2) 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて算定する。
- (3) 予備送電サービス料金は別紙4により日割計算する。
- (4) 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて算定する。
- (5) (1)、(2)、(3)および(4)によりがたい場合はこれに準じて算定するものとする。

6. 第3項(1)の場合により日割計算をするときは、暦日を計算するものとし、日割計算対象日数に開始日および再開日を含み、停止日および終了日を除くものとし、また、第3項(2)の場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用するものとする。

第14条（料金の支払方法等）

1. 当社は、料金の算定期間毎に、当該期間の使用電力量を積算し、第12条（料金等）および前条の規定に従い当該期間に係る該当月の、または、日割計算による、料金を算定する。電力需要者の料金の支払義務は、当該一般送配電事業者から検針の結果等を受領したことにより当社にて料金の請求が可能となった日に発生するものとし、当社はこれに基づき料金の請求をする。なお、当社は、料金その他の債務の請求額を、当社が電力需要者へ提供する電力需要者専用ウェブページにおける請求書掲示や電力需要者への請求書の送付（以下「請求掲示等」という。）により電力需要者の閲覧に供する。当社による請求掲示等をもって、電力需要者への請求を行ったものとする。
2. 電力需要者は、前項に従って当社が算定し、請求した料金を、別途当社が定める支払日までに、電力需要者の指定金融機関口座から当社の指定金融機関口座へ継続して振り替える方法、または当社の指定金融機関口座あての銀行振込の方法で支払うものとする。この場合の振込手数料については、電力需要者が負担するものとする。
3. 支払日を経過してもなお、当該支払日に支払うべき料金の電力需要者による当社への支

払いがなされない場合、当社は電力需要者に対して、支払日の翌日から起算して支払日至るまでの期間につき、遅延利息を申し受ける。遅延利息は、その算定の対象となる料金から、消費税相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金から当該賦課金に係る消費税相当額を差し引いたものを差し引いた金額に、年10%の割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）を乗じて算定して得た金額とする。なお、消費税相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金から当該賦課金に係る消費税相当額を差し引いたものの単位は、1円とし、その端数は、切り捨てる。

4. 電力需要者は、本条第1項の規定に従い当社が電力需要者に請求掲示等を行った請求書に記載された使用電力量および料金に関して異議がある場合には、請求掲示等から10日以内に当社に対して書面にて異議を申立てなければならない。なお、かかる異議申し立てが行われた場合には、双方は誠実に協議し、その解決に努めるものとする。
5. 当該一般送配電事業者が、託送約款等の変更等により、託送約款等に定める計量日（以下「計量日」という。）を変更することを公表した場合、当社は、本条第1項および第2項に規定する料金の請求ならびに支払日の変更を行うものとする。この場合、当社は、電力需要者に対し速やかにその旨を通知する。
6. 電力需要者は、料金の他、第31条（工事費負担）第1項に基づく工事費その他の電力需給契約に基づき発生する支払債務については、当社の求めに応じて、当社の指定金融機関口座あての銀行振込の方法で支払うものとする。この場合の振込手数料については、電力需要者が負担するものとする。
7. 電力需要者が当社へ電力需給契約の申し込みを行った際に媒介、取次ぎもしくは代理を行った事業者または金融機関等の第三者に対し、当社が電力需要者の料金その他の支払債務に係る債権を譲渡する場合があることを、電力需要者は予め承諾するものとする。この場合、当社および当該第三者は、電力需要者への個別の通知または譲渡についての承諾の請求をしないことができるものとする。

第5章 使用および供給

第15条（適正契約の保持）

電力需給契約の内容が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合、電力需要者は、当社の求めに応じ速やかに電力需給契約を適正な内容に変更するものとする。

第16条（電力需要者の電力受給権）

電力需要者は、供給開始日以降、契約電力または自家発補給電力サービスに係る契約電力の範囲内で、当社から電力を受給し、需要場所で使用することができる。

第17条（当社の電力供給義務）

当社は、供給開始日以降、契約電力または自家発補給電力サービスに係る契約電力の範囲内で、電力需要者が需給場所にて使用する電力を需要地点で電力需要者に供給する義務を負う。

第18条（電力の託送供給のための手続）

電力需要者は、託送約款等の規定に従い、当該一般送配電事業者指定の必要書類を提出するものとする。

第19条（電力使用統計提出義務）

電力需要者は、当社と電力需給契約を締結後、当社が求めた場合、過去の使用電力実績を当社に対して提出するものとする。

第20条（調整装置または保護装置の設置を要する場合）

1. 電力需要者は、次に規定する原因により第三者の電力の使用を妨害し、もしくは妨害する惧れがある場合、または当該一般送配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼす惧れがある場合には、電力需要者の費用負担で必要な調整装置または保護装置を電力需要者の需要場所に設置するものとする。特に必要があると当該一般送配電事業者が認定し、当該一般送配電事業者が供給設備を変更し、または専用の供給設備を施設する場合、電力需要者は当該費用を負担するものとする。

- (1) 負荷等の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
- (2) 負荷等の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
- (3) 負荷等の特性によって波形に著しいひずみを生じる場合
- (4) 著しい高周波または高調波を発生する場合
- (5) その他、前各号に準ずる場合

2. 電力需要者が発電設備を当該一般送配電事業者の供給設備に接続して使用する場合も、前項に準ずるものとする。

第21条（超過使用）

1. 第11条（契約電力）第2項の場合を除き、電力需要者が契約電力または自家発補給電力サービスに係る契約電力を超過して電力を使用した場合等不適当と認められる場合は、当社は電力需要者と協議の上、翌月以降の契約電力または自家発補給電力サービスに係る契約電力を適正に変更し、また、当該変更に応じて基本料金、予備送電サービス料金および自家発補給電力サービスの料金を変更することができるものとする。

2. 電力需要者が契約電力または自家発補給電力サービスに係る契約電力を超過して電力を使用した場合において、契約電力または自家発補給電力サービスに係る契約電力を適正な数値へ変更するための協議が不調に終わったときは、当社は電力需給契約を解除することができるものとする。この時、精算金等が発生した場合は、電力需要者の負担とする。

3. 電力需要者が契約電力または自家発補給電力サービスに係る契約電力を超過して電力を使用した場合、電力需要者は以下の算定式によって算出される契約超過金を第12条（料金）に規定される金額に加算して支払うものとする。なお、契約超過金相当分に関しては、別紙1の力率割引または割増を適用するものとする。

(算定式) (超過電力 (kW) × 基本料金単価 (円／kW・月) × 1.5)

第22条（電力需要者の力率保持）

1. 電力需要者は、需要場所の負荷の力率を、85パーセント以上に保持し、軽負荷時には進み力率とならないようとするものとする。
2. 技術上必要がある場合、当社は、電力需要者に対し、進相用コンデンサの開閉を求めることおよび接続する進相用コンデンサ容量の協議を求めることがあり、電力需要者はこれに応じるものとする。かかる場合の1月の力率は、必要に応じ、電力需要者および当社との協議を踏まえ、当該一般送配電事業者および当社との協議によって定めるものとする。

第23条（供給の停止）

1. 次のいずれかに該当した場合、当該一般送配電事業者により、電力需要者に予め通知することなく、電気の供給の停止が行われることがあり、電力需要者は、かかる点について、予め承諾するものとする。
 - (1) 電力需要者の責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合
 - (2) 電力需要者が需要場所内の当該一般送配電事業者の電気設備を故意に損傷し、または、亡失して当該一般送配電事業者に重大な損害を与えた場合
 - (3) 需要場所における当該一般送配電事業者の供給設備と電力需要者の電気設備との接続を、当該一般送配電事業者以外の者が行った場合
2. 次のいずれかに該当し、当該一般送配電事業者から当社がその旨の警告を受けた場合で、当社から電力需要者に対し、その原因となった行為について改めるように求めたにもかかわらず、改めない場合には、当該一般送配電事業者により電気の供給の停止が行われることがあり、電力需要者は、かかる点について、予め承諾するものとする。
 - (1) 電力需要者の責めとなる理由により生じた保安上の危険がある場合
 - (2) 電気工作物の改変等によって不正に当該一般送配電事業者の電線路を使用、または電気を使用された場合
 - (3) 第26条（立入受忍義務）に反して、当該一般送配電事業者による立ち入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否した場合など、電力需要者がこの約款において、当該一般送配電事業者の求めに応じること、当該一般送配電事業者に権限を付与することもしくは当該一般送配電事業者に協力することとされている事項について拒んだ場合、または、当該一般送配電事業者に通知することとされている事項の通知を行わなかった場合
 - (4) 第20条（調整装置または保護装置の設置を要する場合）第1項および第2項によって必要となる措置を講じない場合
 - (5) 第5条（電力需給契約の成立）第4項に反して電力需要者が電気設備を当該一般送配電事業者の供給設備に電気的に接続した場合
 - (6) 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用した場合
3. 電力需要者が次のいずれかに該当するとして、当社が当該一般送配電事業者から適正

契約への変更および適正な使用状態への修正を求められた場合で、当社が電力需要者に対し、第15条（適正契約の保持）に基づく当該一般送配電事業者の求めに応じた適正契約への変更および適正な使用状態への修正を求めたにもかかわらず、電力需要者が、これに応じない場合は、当該一般送配電事業者により、電気の供給の停止が行われることがあり、電力需要者は、かかる点について、予め承諾するものとする。

- (1) 電力需要者が契約電力または自家発補給サービスに係る契約電力を超えて電気を使用されることにより、当社が接続供給契約電力を超えて接続供給を利用する場合
 - (2) 電力需要者が継続して契約電力または自家発補給サービスに係る契約電力を下回る電力の使用をされることにより、接続供給電力が接続供給契約電力を継続して下回る場合（接続供給契約の内容が、高圧または特別高圧従量接続送電サービスの適用を受ける場合に限る。）
4. 電力需要者は、本条によって電気の供給の停止が行われる場合、当該一般送配電事業者により、当該一般送配電事業者の設備または電力需要者の電気設備において、供給停止のための必要な処置が行われること、および、この場合、電力需要者は当該一般送配電事業者の求めに応じ必要な協力をすることについて、予め承諾するものとする。

第24条（給電指令の実施等）

電力需要者は、以下のいずれかに該当する場合、当社または電力需要者に給電指令が行われることがあること、また、かかる給電指令が行われた場合、電力需要者はこれに従い、電気の使用を制限し、もしくは中止すること（但し、緊急やむをえない場合、当該一般送配電事業者からの給電指令が行われることなく、電力需要者の電気の使用を制限し、または中止されることがあること。）について、予め承諾するものとする。

- (1) 当該一般送配電事業者が維持および運用する供給設備に故障が生じ、または故障が生じる惧れがある場合
- (2) 当該一般送配電事業者が維持および運用する供給設備の点検・修繕・変更その他の工事上やむをえない場合
- (3) 非常変災の場合
- (4) その他電気の需給上または保安上必要がある場合

第6章 保安、工事、工事費の負担

第25条

（削除）

第26条（立入受忍義務）

- 1. 当社は、以下の業務を実施するため、電力需要者の承諾を得て、当社の作業員を電力需要者の土地もしくは建物に立ち入らせることができる。電力需要者は、当社からかかる立入要請を受けた場合、正当な理由がない限り、承諾を拒むことはできない。
- (1) 電力需要者による不正な電力の使用の防止等に必要な電気工作物等の設置物の確認

もしくは検査または電力使用用途の確認

- (2) その他、電力需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務
2. 当該一般送配電事業者は、次の業務を実施するため、需要場所へ立ち入ることができる。この場合には、電力需要者は、正当な理由がない限り、当該一般送配電事業者の需要場所への立ち入りを承諾するものとする。なお、電力需要者は、当該一般送配電事業者に対し、所定の証明書の提示を求めることができる。電力需要者は、以上の点について、予め承諾するものとする。
- (1) 供給地点に至るまでの当該一般送配電事業者の供給設備または計量器等需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物の設計、施工（取り付けおよび取り外しを含む。）、改修または検査に関する業務
 - (2) 第27条（電力需要者の協力）第4項によって必要となる電力需要者の電気工作物の検査等に関する業務
 - (3) 不正な電気の使用の防止等に必要な、電力需要者の電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電力需要者の電気の使用用途の確認に関する業務
 - (4) 計量器の検針または計量値の確認に関する業務
 - (5) 第23条（供給の停止）、第33条（契約期間の満了）、第34条（中途解約）第1項、第35条（当社の義務違反等による電力需要者の契約解除権）第1項および第36条（電力需要者の義務違反等による当社の契約解除権）第1項に基づく供給の停止ならびに契約の終了により必要な処置に関する業務
 - (6) その他接続供給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または当該一般送配電事業者の電気工作物にかかる保安の確認に必要な業務

第27条（電力需要者の協力）

- 1. 託送約款等実施に必要な協力
電力需要者は、当該一般送配電事業者が、託送約款等の実施上、電力需要者との協議が必要であると判断した場合、当該一般送配電事業者と協議をするものとする。
 - 2. 用地確保等の協力
電力需要者は、電気の供給の実施に伴い当該一般送配電事業者が施設または所有する供給設備の工事および維持のために必要な用地の確保等について、協力するものとする。
 - 3. 施設場所の提供
電力需要者は、以下の場合において、当該一般送配電事業者から電気の供給に伴う設備の施設場所の提供を当社もしくは電力需要者が求められたとき、または当社が必要に応じ電力需要者の電力負荷を測定するために必要な通信設備の設置場所の提供を電力需要者に求めたときは、それらの場所を無償で提供するものとする。
- (1) 電力需要者（共同引込線による引込みで電気を供給する複数の電力需要者を含む。）のみのために、電力需要者の土地または建物に引込線もしくは接続装置等の供給設備を施設する場合
 - (2) 料金の算定上必要な計量器、その付属装置（計量器箱、変成器、変成器の2次配線および計量情報等を伝送するための通信装置等をいう。）および区分装置（力率測定時

間を区分する装置等をいう。)を取り付ける場合

- (3) 通信設備等を設置する場合

- (4) 需要場所の契約電流に応じて電流制限器その他の適当な装置を取り付ける場合

4. 電力需要者の所有する電気工作物の当該一般送配電事業者による使用

電力需要者は、当該一般送配電事業者が、以下に掲げる電力需要者の所有する電気工作物について無償で使用することができるについて、予め承諾するものとする。

- (1) 電力需要者の負担で電力需要者が施設した付帯設備（電力需要者の土地もしくは建物に施設される供給設備を支持し、または収納する工作物およびその供給設備の施設上必要な電力需要者の建物に付合する設備をいう。）

- (2) 電力需要者の負担で電力需要者が施設した、架空引込線を取り付けるために需要場所内に設置する引込小柱等の補助支持物

- (3) 電力需要者の負担で電力需要者が施設した、地中引込線の施設上必要な以下の各号の付帯設備

- イ. 鉄管、暗きよ等電力需要者の土地または建物の壁面等に引込線をおさめるために施設される工作物（π 引込みの場合のケーブルの引込みおよび引出しのために施設されるものを含む。）

- ロ. 電力需要者の土地または建物に施設される基礎ブロック（接続装置を固定するためのものをいう。）およびハンドホール

- ハ. その他イまたはロに準ずる設備

- (4) 電力需要者の希望によって、電力需要者の負担で電力需要者が取り付けた計量器の付属装置または変成器の2次配線等

- (5) 当該一般送配電事業者が記録型等計量器に記録された電力量計の値等を伝送するために電力需要者の電気工作物を使用することを求めた場合における、当該電気工作物

5. 調査および調査に対する電力需要者の協力等

- (1) 電力需要者の電気工作物が技術基準に適合しているかどうかについては、当該一般送配電事業者、または当該一般送配電事業者が委託を行った経済産業大臣の登録を受けた調査機関（以下「登録調査機関」という。）が、法令で定めるところにより、調査するものとし、電力需要者は、かかる点について予め承諾するものとする。この場合、電力需要者は、当該一般送配電事業者または登録調査機関の係員に対し、所定の証明書の提示を求めることができるものとし、電力需要者は、当該一般送配電事業者または登録調査機関の求めに応じて、電気工作物の配線図を提示するものとする。

- (2) 電力需要者は、電気工作物の変更の工事を行った場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を当社および当該一般送配電事業者または登録調査機関に通知するものとする。

6. 保安等に対する電力需要者の協力

- (1) 電力需要者は、以下の各号の場合には、当社および当該一般送配電事業者にすみやかにその旨を通知するものとする。

- イ. 電力需要者の需要場所内に設置してある引込線、計量器等当該一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずる惧れがあると電力需要者が認めた場合

- ロ. 電力需要者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずる惧れがあり、それが当該一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼす惧れがあると電力需要者が認めた場合
- (2) 電力需要者は、当該一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をする場合は、予めその内容を当該一般送配電事業者と当社に通知するものとする。また、電力需要者は、物件の設置、変更または修繕工事をした後、その物件が当該一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなつた場合には、すみやかにその内容を当該一般送配電事業者と当社に通知するものとする。この場合、保安上特に必要があるときは、電力需要者は、当該一般送配電事業者の求めに応じてその内容を変更するものとする。
- (3) 電力需要者は、当該一般送配電事業者が必要と認めた場合には、供給開始に先だち、受電電力を遮断する開閉器の操作方法等について、当該一般送配電事業者と協議するものとする。

第28条（免責）

- 託送約款等の定めにより、電力需要者が当該一般送配電事業者からの電力の供給を停止もしくは中止され、または電力の使用を制限もしくは中止された場合で、それが当社の責めによらない場合（当該一般送配電事業者の責めに帰すべき場合も含む。）、当社は、電力需要者の受けた損害に対して賠償の責めを負わないものとする。
- 第36条（電力需要者の義務違反等による当社の契約解除権）によって電力需給契約を解約した場合または電力需給契約が終了した場合には、当社は、電力需要者の受けた損害について賠償の責めを負わないものとする。
- 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、電力需要者の受けた損害について賠償の責めを負わないものとする。
- 前3項の規定に加え、当社は、電力需要者が受けた二次的損害または得べかりし利益に係る損害については、賠償の責を負わないものとする。

第29条（違約金補償）

電力需要者が電気工作物の改変等によって不正に当該一般送配電事業者の供給設備または電気を使用し、これにより当社が当該一般送配電事業者から違約金の支払いを請求された場合には、電力需要者は、当該請求金額相当額を当社に支払うものとする。本条に定める電力需要者の支払義務は、電力需給契約の終了後も存続するものとする。

第30条（設備の賠償）

電力需要者が故意または過失によって、需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合、電力需要者は、その設備について当社が当該一般送配電事業者から請求を受けた次の金額の相当額を当社に賠償するものとする。

- 修理可能の場合： 修理費

2. 亡失または修理不可能の場合： 帳簿価額と取替工費との合計額

第31条（工事費負担）

1. 当該一般送配電事業者から、託送約款等に基づき、電力需要者への電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金、臨時工事費、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合、電力需要者は、当社が請求を受けた金額に相当する金額を工事費負担等相当額として、当該金額を負担するものとし、原則として工事着手前に支払うものとする。当該一般送配電事業者から、工事完成後、当該工事費負担金等相当額に係る工事費負担金の精算をうけた場合、電力需要者は、工事費負担金等相当額の精算を速やかにおこなう。
2. 前項に定める負担金額については、当該一般送配電事業者の託送約款等の「工事費の負担」項目の「供給地点への供給設備の工事費負担金」に記載される内容に従うものとする。

第32条（料金および工事費の精算）

1. 電力需要者が契約電力もしくは自家発補給電力サービスに係る契約電力を新たに設定し、または増加した後1年に満たないでこれを減少させる場合、契約電力を新たに設定し、または増加した日から減少される日の前日までの期間について、その期間の基本料金、電力量料金、予備送電サービス電力料金、自家発補給電力サービスの料金について、供給開始日に遡って減少契約分について、該当料金の20パーセントを割増したもの適用し、電力需要者は、当該割増額を当社に支払うものとする。なお、この場合には、それぞれの使用電力量は契約電力または自家発補給電力サービスに係る契約電力の減少分と残余分の比で按分したものとする。また、当社が当該一般送配電事業者から、契約電力または自家発補給電力サービスに係る契約電力の減少に伴う工事費の精算に係る請求を受けた場合は、電力需要者は、当該金額を当社に支払うものとする。
2. 電力需要者が契約電力もしくは自家発補給電力サービスに係る契約電力を新たに設定した後1年に満たないで解約する場合、契約電力を新たに設定された日から電力需給契約の解約日の前日までの期間について、その期間の基本料金、電力量料金、予備送電サービス電力料金、自家発補給電力サービスの料金について、供給開始日に遡って該当料金の20パーセントを割増したもの適用し、電力需要者は、当該割増額を当社に支払うものとする。また、当社が当該一般送配電事業者から、電力需給契約の終了に伴う工事費の精算に係る請求を受けた場合は、電力需要者は、当該金額を当社に支払うものとする。
3. 電力需要者が契約電力もしくは自家発補給電力サービスに係る契約電力を増加した後1年に満たないで解約する場合、契約電力を増加された日から電力需給契約の消滅日の前日までの期間について、その期間の基本料金、電力量料金、予備送電サービス電力料金、自家発補給電力サービスの料金について、遡って増加契約電力分について、該当料金の20パーセントを割増したもの適用し、電力需要者は、当該割増額を当社に支払うものとする。また、当社が当該一般送配電事業者から、電力需給契約の終了に伴う工事費の精算に係る請求を受けた場合は、電力需要者は、当該金額を当社に支払うものと

する。

4. 前3項のいずれかに該当し、かつ、当社が必要とする場合は、料金等の精算に関する契約書を作成することがあるものとする。
5. 第11条（契約電力）第2項にもとづいて契約電力を定める電力需要者については、契約電力を新たに設定し、または増加された後1年に満たないで解約する場合もしくは契約電力を減少する場合とは、契約受電設備を新たに設定し、または契約受電設備の総容量を増加された後1年に満たないで電力需給契約を解約する場合もしくは電力需要者が協議によって契約電力を減少しようとされる場合とする。また、減少される日の契約電力は、減少される日を含む1月の減少される日以降の契約電力とする。
6. 本条において、契約電力の減少分とは、減少される日の前日までの期間の契約電力から減少される日の契約電力を差し引いたものとし、残余契約電力は、減少される日の契約電力とする。但し、電力需要者が契約電力を新たに設定された後1年に満たないで契約電力を減少しようとされる場合を除き、減少される日の契約電力が増加された日の前の契約電力を下回る場合は、増加された日の前の契約電力を減少される日の契約電力とみなすものとする。

第7章 契約の終了

第33条（契約期間の満了）

電力需要者と当社との間の電力需給契約は、契約期間の満了により終了する。

第34条（中途解約）

電力需給契約の有効期間中であっても、解約希望日の3ヶ月前までに相手方に対し書面による意思表示を行うことにより解約できるものとする。但し、解約希望日の3ヶ月前までに通知しなかった場合でも、電力需要者および当社が別途合意した場合には解約できるものとする。なお、電力需要者からの意思表示による解約の場合は、電力需要者は、当社に対し以下の算定式により算出される金額に加え、第32条（料金および工事費の精算）の規定その他この約款に従い電力需要者が支払うものとされている金額を支払うものとする。

記

(解約通知日の属する月において適用される契約電力 × 解約通知日の属する月において適用される1月当たりの基本料金単価 × ((解約した日を含む解約通知日の属する計量期間等の日数 - 解約した日を含む解約通知日の属する計量期間等の初日から解約した日までの経過日数) ÷ 解約した日を含む解約通知日の属する計量期間等の日数)) + (契約電力 × 解約通知日の属する月において適用される1月当たりの基本料金単価 × 契約期間の残余月数 (解約した月は含まない)) + (供給開始日より解約通知日までの1日当たり平均使用電力量 × 従量料金単価の最大値 × 契約期間の残余日数 (解約した日は含まない))

第35条（当社の義務違反等による電力需要者の契約解除権）

1. 当社が、次の各号の一つにでも該当したときは、電力需要者は、催告を要せず通知により電力需給契約を解除できるものとする。
 - (1) 取引に伴う代金の支払い等を停止したとき、または手形交換取引所の取引停止処分があったとき
 - (2) 仮差押、仮処分、強制執行、競売の申立もしくは公租公課滞納処分などを受け、または民事再生、破産、会社更生その他の倒産手続の申立があったとき
 - (3) 営業の廃止、解散の決議をし、または官公庁から業務停止その他業務継続不能の処分を受けたとき
 - (4) その他当社の財産状態が著しく悪化し、債権保全のため必要と認められるとき
 - (5) 前各号に定める事由に準ずる事由が発生したとき
2. 当社がこの約款または契約書に定める事項の一つにでも違反し、電力需要者が20日の期限を定めて催告をしたにもかかわらず、当社が当該催告事項について是正措置を取らないときは、電力需要者は当社への通知により電力需給契約を解除できるものとする。

第36条（電力需要者の義務違反等による当社の契約解除権）

1. 当社は、電力需要者が次の各号の一つにでも該当したときは、15日前までの通知により電力需給契約を解除することができるものとする。
 - (1) 電力需要者が支払日を経過しても電力需給契約に基づき負う債務の支払いを行わず、かかる事態が20日以上継続したとき
 - (2) 取引に伴う代金の支払い等を停止したとき、または手形交換取引所の取引停止処分があったとき
 - (3) 仮差押、仮処分、強制執行、競売の申立もしくは公租公課滞納処分などを受け、または民事再生、破産または会社更生その他の倒産手続の申立があったとき
 - (4) 営業の廃止、解散の決議をし、または官公庁から業務停止その他業務継続不能の処分を受けたとき
 - (5) その他電力需要者の財産状態が著しく悪化し、債権保全のため必要と認められるとき
 - (6) この約款第23条（供給の停止）にもとづく供給の停止がされ、電気の供給を停止された電力需要者が当社の定めた期日までにその理由となつた事實を解消されないとき
 - (7) 前各号の他、電力需要者がこの約款または契約書に違反したとき
 - (8) 前各号に定める事由に準ずる事由が発生したとき
2. 前項の規定による契約の解除に伴う必要な費用は電力需要者の負担とする。また、これにより電力需要者が受けた損害について、当社は賠償の責めを負わないものとする。
3. 本条の規定に基づき、当社が契約を解除した場合、電力需要者は、以下の算定式により算出される金額および当社が電力需給契約の履行および解約の為に要した設備費用および工事費用等の実費の合計額を違約金として、当社に支払わなければならない。

記

(解約通知日の属する月において適用される契約電力 × 解約通知日の属する月にお

いて適用される1月当たりの基本料金単価 × ((解約した日を含む解約通知日の属する計量期間等の日数 - 解約した日を含む解約通知日の属する計量期間等の初日から解約した日までの経過日数) ÷ 解約した日を含む解約通知日の属する計量期間等の日数) + (契約電力 × 解約通知日の属する月において適用される1月当たりの基本料金単価 × 契約期間の残余月数(解約した月は含まない)) + (供給開始日より解約通知日までの1日当たり平均使用電力量 × 従量料金単価の最大値 × 契約期間の残余日数(解約した日は含まない))

第8章 約款等の改定等

第37条 (約款等の改定)

- 当社は、託送約款等や法令の変更または改廃、経済情勢の変動など、諸般の事情を総合的に考慮して、この約款や料金単価等の個別条件（以下「約款等」という。）を改定することができる。当社は、約款等を改定する場合には、改定の内容および効力発生日を、当社が運営するウェブサイトまたは書面により、予め通知するものとする。
- 電気事業法および電気事業法施行規則に規定する説明すべき事項および交付すべき書面において記載すべき事項を変更する場合、当社は、電力需要者に対し、原則として、当該変更前にその変更の内容のみを説明し、その変更内容を記載した書面を説明時に交付し、かつ、当該変更後に当社の名称および住所、電力需要者との変更契約の年月日、当該変更内容ならびに供給地点特定番号を記載した書面を交付するものとし、電力需要者は、当該取扱いについて、予め承諾するものとする。
- 当社は、原則として、前項の説明時に交付する書面、および契約変更後に交付する書面に代えて、電磁的方法を用いるものとする。但し、前段の規定にかかわらず、当社が書面を交付することを妨げるものではない。これらのことについて、電力需要者は予め承諾するものとする。
- 前項にかかわらず、約款等に定める事項のうち、電気事業法および電気事業法施行規則に規定する説明すべき事項および交付すべき書面において記載すべき事項であって、当該変更が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の供給契約の実質的な変更を伴わない変更である場合には、当社は、電力需要者に対し、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明するものとし、また、契約変更後の書面交付は行わないものとし、電力需要者は、当該取扱いについて予め承諾するものとする。
- 消費税法および地方税法の改正により消費税（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税をいい、以下同様とする。）の税率が変更された場合には、電力需要者は、当社に対し、変更された税率に基づいて料金その他の債務にかかる消費税相当額を支払うものとする。

第38条 (約款等が改定された場合の取り扱い)

前条の規定に従い、当社が、約款等を改定する場合、改定後の約款等の規定は、明示した効力発生日を実施日とし、当社および電力需要者との間において、当該実施日より適用

されるものとする。

第39条（信用情報の共有）

当社は、電力需要者が第36条（電力需要者の義務違反等による当社の契約解除権）第1項第1号に該当する場合には、電力需給契約に係る名義、需要場所および料金の支払状況等について、他の小売電気事業者等に提供することがある。

別紙

1. 力率割引および割増

- (1) 力率は、需要場所ごとにその1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は100パーセント）とする。
- (2) 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、本約款第12条（料金）記載の基本料金を1パーセント割引きし、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、この約款第12条（料金）記載の基本料金を1パーセント割増しする。

2. 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」という。）により定める。なお、当社は、電力需要者に対し、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を請求書に明示する等により通知する。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1) に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の5月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の4月の料金に係る計量期間等の終期までの期間に使用される電気に適用する。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ. 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定する。但し、計量日が1日かつ検針種別が分散の場合、計量日の属する月に定める単価を適用とする。なお、予備電力の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、主たる電力による供給分の再生可能エネルギー発電促進賦課金とあわせて算定する。

ロ. 電力需要者の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、電力需要者から当社にその旨を申し出たときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、電力需要者からの申出の直後の5月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の4月の料金に係る計量期間等の終期（電力需要者の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、当該認定を取り消された日を含む計量期間等の終期とする。）までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」という。）を

差し引いた金額とする。なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てる。

3. 燃料費等調整単価および燃料費等調整額

(1) 燃料費等調整単価の算定

燃料費等調整単価は、電力需要者の供給地点の供給区域ごとに、次の算式に基づき算定する。なお、燃料費等調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。また、燃料費等調整単価は、消費税相当額を含む金額とする。

イ. 北海道エリア・東北エリア・北陸エリア・関西エリア・中国エリア・四国エリア
・九州エリア

燃料費等調整単価は、燃料価格調整単価、市場価格調整単価および離島ユニバーサルサービス調整単価の和とする。

(算定式) 燃料費等調整単価 = 燃料価格調整単価 + 市場価格調整単価 + 離島ユニバーサルサービス調整単価

ロ. 東京エリア

燃料費等調整単価は、燃料価格調整単価と時間帯区分ごとの市場価格調整単価の和とし、次の算式に基づき時間帯区分ごとに算定する。

(算定式) 時間帯区分ごとの燃料費等調整単価 = 燃料価格調整単価 + 時間帯区分ごとの市場価格調整単価

また、燃料費等調整単価および市場価格調整単価は以下に定める時間帯区分ごとに算定するものとする。なお、「休日等」とは、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日・3日、4月30日、5月1日・2日および12月30日・31日をいう。

- (イ) 朝時間…毎日8:00から13:00までの時間をいう。但し、休日等の該当する時間を除く。
- (ロ) 昼時間…毎日13:00から16:00までの時間をいう。但し、休日等の該当する時間を除く。
- (ハ) 晩時間…毎日16:00から22:00までの時間をいう。但し、休日等の該当する時間を除く。
- (二) 夜時間…朝時間、昼時間および晩時間以外の時間をいう。

ハ. 中部エリア

燃料費等調整単価は、燃料価格調整単価と市場価格調整単価、およびヘンリーハブ価格調整単価の和とする。

(算定式) 燃料費等調整単価 = 燃料価格調整単価 + 市場価格調整単価 + ヘンリーハブ価格調整単価

(2) 燃料費等調整額

燃料費等調整額は、その1月の使用電力量（燃料費等調整単価が時間帯区分ごとに定められる場合は、時間帯区分ごとの使用電力量）に前項によって算定された燃料費等調整単価を適用して算定する。

（3）燃料費等調整単価のお知らせ

当社は、別紙3（1）によって算定された各月の燃料費等調整単価を請求書に明示する等により通知する。

（4）燃料価格調整単価の算定

イ. 燃料価格調整単価

燃料価格調整単価は、次の算式によって算定された値とする。なお、中部エリアを除き、燃料価格調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

$$(\text{算定式}) \text{ 燃料価格調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times (\text{基準単価} \div 1,000)$$

ロ. 基準燃料価格

基準燃料価格は電力需要者の供給地点の供給区域ごとに次のとおりとする。

北海道エリア	51,400円
東北エリア	39,300円
東京エリア	35,600円
中部エリア	52,900円
北陸エリア	79,800円
関西エリア	47,000円
中国エリア	41,900円
四国エリア	80,300円
九州エリア	46,100円

ハ. 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、次の算式によって算定された値とする。なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入する。

$$(\text{算定式}) \text{ 平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$\alpha \cdot \beta \cdot \gamma$ は、原油・液化天然ガス・石炭について、原油へ単位を合わせ、各燃料の構成比を乗じた係数（一定）で、これによりそれぞれの燃料の平均価格から原油換算の平均燃料価格を算定する。なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入する。

α 、 β および γ は電力需要者の供給地点の供給区域ごとに次のとおりとする。

北海道エリア	$\alpha = 0.1946$	$\beta = 0.0827$	$\gamma = 1.0081$
東北エリア	$\alpha = 0.0202$	$\beta = 0.2699$	$\gamma = 0.8714$
東京エリア	$\alpha = 0.1173$	$\beta = 0.0643$	$\gamma = 1.1607$
中部エリア	$\alpha = 0.2845$	$\beta = 0.3302$	$\gamma = 0.3571$
北陸エリア	$\alpha = 0.0415$	$\beta = 0.0745$	$\gamma = 1.2499$
関西エリア	$\alpha = 0.0045$	$\beta = 0.1974$	$\gamma = 1.0532$
中国エリア	$\alpha = 0.0406$	$\beta = 0.0982$	$\gamma = 1.2015$
四国エリア	$\alpha = 0.0845$	$\beta = 0.0699$	$\gamma = 1.1962$
九州エリア	$\alpha = 0.0028$	$\beta = 0.1819$	$\gamma = 1.0863$

二. 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、電力需要者の供給地点の供給区域ごとに次のとおりとする。

		高圧	特別高圧
北海道エリア	1キロワット時につき	0.188円	0.183円
東北エリア	1キロワット時につき	0.183円	0.176円
東京エリア	1キロワット時につき	0.144円	0.141円
中部エリア	1キロワット時につき	0.092円	0.091円
北陸エリア	1キロワット時につき	0.157円	0.154円
関西エリア	1キロワット時につき	0.106円	0.105円
中国エリア	1キロワット時につき	0.177円	0.174円
四国エリア	1キロワット時につき	0.154円	0.150円

九州エリア	1キロワット時につき	0.098円	0.096円
-------	------------	--------	--------

ホ. 燃料価格調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料価格調整単価は、その平均燃料価格算定期間に応する燃料価格調整単価適用期間に使用される電気に適用する。但し、計量日が1日かつ検針種別が分散の場合、燃料価格調整単価適用期間は計量日の属する月の料金に係る計量期間等となる。なお、各平均燃料価格算定期間に応する燃料価格調整単価適用期間は、次のとおりとする。

- (イ) 北海道エリア・東北エリア・北陸エリア・関西エリア・中国エリア
・四国エリア・九州エリア

平均燃料価格算定期間	燃料価格調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月の料金に係る計量期間等
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月の料金に係る計量期間等
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月の料金に係る計量期間等
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間等
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間等
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月の料金に係る計量期間等
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月の料金に係る計量期間等
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期間等
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月の料金に係る計量期間等
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月の料金に係る計量期間等
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月の料金に係る計量期間等
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の5月の料金に係る計量期間等

- (ロ) 東京エリア

なお、計量期間等の始期が毎月初日の供給地点の燃料価格調整単価適用期間は、各月の前月の料金に係る計量期間等とする。

平均燃料価格算定期間	燃料価格調整単価適用期間
毎年1月1日から1月31日までの期間	その年の3月の料金に係る計量期間等
毎年2月1日から2月28日までの期間 (閏年となる場合は2月29日までの期間)	その年の4月の料金に係る計量期間等

毎年3月1日から3月31日までの期間	その年の5月の料金に係る計量期間等
毎年4月1日から4月30日までの期間	その年の6月の料金に係る計量期間等
毎年5月1日から5月31日までの期間	その年の7月の料金に係る計量期間等
毎年6月1日から6月30日までの期間	その年の8月の料金に係る計量期間等
毎年7月1日から7月31日までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間等
毎年8月1日から8月31日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間等
毎年9月1日から9月30日までの期間	その年の11月の料金に係る計量期間等
毎年10月1日から10月31日までの期間	その年の12月の料金に係る計量期間等
毎年11月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期間等
毎年12月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の料金に係る計量期間等

(ハ) 中部エリア

平均燃料価格算定期間	燃料価格調整単価適用期間
毎年1月1日から1月31日までの期間	その年の4月の料金に係る計量期間等
毎年2月1日から2月28日までの期間 (閏年となる場合は2月29日までの期間)	その年の5月の料金に係る計量期間等
毎年3月1日から3月31日までの期間	その年の6月の料金に係る計量期間等
毎年4月1日から4月30日までの期間	その年の7月の料金に係る計量期間等
毎年5月1日から5月31日までの期間	その年の8月の料金に係る計量期間等
毎年6月1日から6月30日までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間等
毎年7月1日から7月31日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間等
毎年8月1日から8月31日までの期間	その年の11月の料金に係る計量期間等
毎年9月1日から9月30日までの期間	その年の12月の料金に係る計量期間等
毎年10月1日から10月31日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期間等
毎年11月1日から11月30日までの期間	翌年の2月の料金に係る計量期間等
毎年12月1日から12月31日までの期間	翌年の3月の料金に係る計量期間等

(5) 市場価格調整単価の算定

市場価格調整単価は電力需要者の供給地点の供給区域ごとに次の算式によって算定された値とする。

イ. 北海道エリア

北海道エリアに適用される市場価格調整単価は次の算式によって算定された値とする。なお、市場価格調整単価の単位は1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

(算定式) 市場価格調整単価 = (平均市場価格 - 基準市場価格) × 基準市場単価

(イ) 平均市場価格

$$\text{平均市場価格} = X \times x + Y \times y \quad (\text{銭未満四捨五入})$$

X = 各平均市場価格算定期間における北海道エリアの電力市場価格の1キロワット時あたりの平均価格

Y = 各平均市場価格算定期間における北海道エリアの毎日8:00から16:00までの電力市場価格の1キロワット時あたりの平均価格

x = 0.6760

y = 0.3240

なお、電力市場価格の1キロワット時あたりの平均価格の単位は1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入とする。

(ロ) 基準市場価格 (1キロワット時につき)

基準市場価格	12.24 円
--------	---------

(ハ) 基準市場単価 (1キロワット時につき)

高圧	0.229 円
特別高圧	0.223 円

(二) 算定期間

燃料価格調整単価と同期間で算定し、同適用月に反映する。(別紙3(4)ホイの「平均燃料価格算定期間」を「平均市場価格算定期間」、「燃料価格調整単価適用期間」を「市場価格調整単価適用期間」と読み替えるものとする。)

ロ. 東北エリア

東北エリアに適用される市場価格調整単価は次の算式によって算定された値とする。なお、市場価格調整単価の単位は1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

(算定式) 市場価格調整単価 = (平均市場価格 - 基準市場価格) × 基準市場単価

(イ) 平均市場価格

$$\text{平均市場価格} = X \times x + Y \times y \quad (\text{錢未満四捨五入})$$

X = 各平均市場価格算定期間における東北エリアの電力市場価格の 1 キロワット時あたりの平均価格

Y = 各平均市場価格算定期間における東北エリアの毎日 8:00 から 16:00 までの電力市場価格の 1 キロワット時あたりの平均価格

$$x = 0.5332$$

$$y = 0.4668$$

なお、電力市場価格の 1 キロワット時あたりの平均価格の単位は 1 錢とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入とする。

(ロ) 基準市場価格（1 キロワット時につき）

基準市場価格	11.51 円
--------	---------

(ハ) 基準市場単価（1 キロワット時につき）

高圧	0.129 円
特別高圧	0.124 円

(二) 算定期間

東北エリアにおける各平均市場価格算定期間に応する市場価格調整単価適用期間は、次のとおりとする。なお、計量日が 1 日かつ検針種別が繰上の場合、市場価格調整単価適用期間は、各月の前月の料金に係る計量期間等とし、計量日が 1 日かつ検針種別が分散の場合、市場価格調整単価適用期間は、各月の 2か月前の料金に係る計量期間等とする。

平均市場価格算定期間	市場価格調整単価適用期間
毎年1月21日から2月20日までの期間	その年の4月の料金に係る計量期間等
毎年2月21日から3月20日までの期間	その年の5月の料金に係る計量期間等
毎年3月21日から4月20日までの期間	その年の6月の料金に係る計量期間等
毎年4月21日から5月20日までの期間	その年の7月の料金に係る計量期間等

毎年5月21日から6月20日までの期間	その年の8月の料金に係る計量期間等
毎年6月21日から7月20日までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間等
毎年7月21日から8月20日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間等
毎年8月21日から9月20日までの期間	その年の11月の料金に係る計量期間等
毎年9月21日から10月20日までの期間	その年の12月の料金に係る計量期間等
毎年10月21日から11月20日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期間等
毎年11月21日から12月20日までの期間	翌年の2月の料金に係る計量期間等
毎年12月21日から翌年の1月20日までの期間	翌年の3月の料金に係る計量期間等

ハ. 東京エリア

東京エリアに適用される市場価格調整単価は次の算式によって別紙3(1)ロに定める時間帯区分ごとに算定された値とする。なお、市場価格調整単価の単位は1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

(算定式) 時間帯区分ごとの市場価格調整単価 = (時間帯区分ごとの平均市場価格 - 基準市場価格) × 基準市場単価

(イ) 平均市場価格

各平均市場価格算定期間における東京エリアの電力市場価格の時間帯区分ごとの1キロワット時あたりの平均価格とする。なお、電力市場価格の時間帯区分ごとの1キロワット時あたりの平均価格の単位は1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入とする。

(ロ) 基準市場価格(1キロワット時につき)

基準市場価格	11.60円
--------	--------

(ハ) 基準市場単価(1キロワット時につき)

東京エリアにおける基準市場単価および各基準市場単価に対応する基準市場単価適用期間は、次のとおりとする。但し、計量日が1日かつ検針種別が分散の場合、適用される基準市場単価は計量日の属する月の料金に係る計量期間等となる。

高圧	特別高圧	基準市場単価適用期間
0.474円	0.463円	1月の料金に係る計量期間等
0.474円	0.463円	2月の料金に係る計量期間等
0.397円	0.387円	3月の料金に係る計量期間等

0.397 円	0.387 円	4月の料金に係る計量期間等
0.397 円	0.387 円	5月の料金に係る計量期間等
0.397 円	0.387 円	6月の料金に係る計量期間等
0.492 円	0.480 円	7月の料金に係る計量期間等
0.492 円	0.480 円	8月の料金に係る計量期間等
0.492 円	0.480 円	9月の料金に係る計量期間等
0.397 円	0.387 円	10月の料金に係る計量期間等
0.397 円	0.387 円	11月の料金に係る計量期間等
0.474 円	0.463 円	12月の料金に係る計量期間等

(二) 算定期間

東京エリアにおける各平均市場価格算定期間に応する市場価格調整単価適用期間は、次のとおりとする。なお、計量期間等の始期が毎月初日の供給地点の市場価格調整単価適用期間は、各月の前月の料金に係る計量期間等とする。

平均市場価格算定期間	市場価格調整単価適用期間
毎年1月1日から1月31日までの期間	その年の2月の料金に係る計量期間等
毎年2月1日から2月28日までの期間 (閏年となる場合は、2月29日までの期間)	その年の3月の料金に係る計量期間等
毎年3月1日から3月31日までの期間	その年の4月の料金に係る計量期間等
毎年4月1日から4月30日までの期間	その年の5月の料金に係る計量期間等
毎年5月1日から5月31日までの期間	その年の6月の料金に係る計量期間等
毎年6月1日から6月30日までの期間	その年の7月の料金に係る計量期間等
毎年7月1日から7月31日までの期間	その年の8月の料金に係る計量期間等
毎年8月1日から8月31日までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間等
毎年9月1日から9月30日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間等
毎年10月1日から10月31日までの期間	その年の11月の料金に係る計量期間等
毎年11月1日から11月30日までの期間	その年の12月の料金に係る計量期間等
毎年12月1日から12月31日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期間等

二. 中部エリア

中部エリアに適用される市場価格調整単価は次の算式によって算定された値とする。なお、市場価格調整単価の単位は1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

(算定式) 市場価格調整単価 = (平均市場価格 - 基準市場価格) × 基準市場単価

(イ) 平均市場価格

$$\text{平均市場価格} = X \times x + Y \times y \quad (\text{錢未満四捨五入})$$

X = 各平均市場価格算定期間における中部エリアの電力市場価格の 1 キロワット時あたりの平均価格

Y = 各平均市場価格算定期間における中部エリアの毎日 6:00 から 18:00 までの電力市場価格の 1 キロワット時あたりの平均価格

$$x = 0.8495$$

$$y = 0.1505$$

なお、電力市場価格の 1 キロワット時あたりの平均価格の単位は 1 錢とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入とする。

(ロ) 基準市場価格（1 キロワット時につき）

基準市場価格	12.16 円
--------	---------

(ハ) 基準市場単価（1 キロワット時につき）

中部エリアにおける基準市場単価および各基準市場単価に対応する基準市場単価適用期間は、次のとおりとする。但し、計量日が 1 日かつ検針種別が分散の場合、適用される基準市場単価は計量日の属する月の料金に係る計量期間等となる。

高圧	特別高圧	基準市場単価適用期間
0.359 円	0.354 円	1 月の料金に係る計量期間等
0.375 円	0.370 円	2 月の料金に係る計量期間等
0.333 円	0.329 円	3 月の料金に係る計量期間等
0.253 円	0.249 円	4 月の料金に係る計量期間等
0.229 円	0.226 円	5 月の料金に係る計量期間等
0.266 円	0.262 円	6 月の料金に係る計量期間等
0.266 円	0.263 円	7 月の料金に係る計量期間等
0.275 円	0.272 円	8 月の料金に係る計量期間等
0.245 円	0.242 円	9 月の料金に係る計量期間等

0.240 円	0.237 円	10 月の料金に係る計量期間等
0.281 円	0.277 円	11 月の料金に係る計量期間等
0.311 円	0.307 円	12 月の料金に係る計量期間等

(二) 算定期間

中部エリアにおける各平均市場価格算定期間に對応する市場価格調整単価適用期間は、次のとおりとする。なお、計量日が1日かつ検針種別が分散の場合、市場価格調整単価適用期間は、計量日の属する月の料金に係る計量期間等とする。

平均市場価格算定期間	市場価格調整単価適用期間
毎年1月21日から2月20日までの期間	その年の4月の料金に係る計量期間等
毎年2月21日から3月20日までの期間	その年の5月の料金に係る計量期間等
毎年3月21日から4月20日までの期間	その年の6月の料金に係る計量期間等
毎年4月21日から5月20日までの期間	その年の7月の料金に係る計量期間等
毎年5月21日から6月20日までの期間	その年の8月の料金に係る計量期間等
毎年6月21日から7月20日までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間等
毎年7月21日から8月20日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間等
毎年8月21日から9月20日までの期間	その年の11月の料金に係る計量期間等
毎年9月21日から10月20日までの期間	その年の12月の料金に係る計量期間等
毎年10月21日から11月20日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期間等
毎年11月21日から12月20日までの期間	翌年の2月の料金に係る計量期間等
毎年12月21日から翌年の1月20日までの期間	翌年の3月の料金に係る計量期間等

ホ. 北陸エリア

北陸エリアに適用される市場価格調整単価は次の算式によって算定された値とする。なお、市場価格調整単価の単位は1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

1 キロワット時当たりの平均市場価格がマイナス調整基準値を下回る場合

(算定式) 市場価格調整単価 = (平均市場価格 - マイナス調整基準値) × 基準市場単価

1キロワット時当たりの平均市場価格がプラス調整基準値を上回る場合

(算定式) 市場価格調整単価 = (平均市場価格 - プラス調整基準値) × 基準市場単価

なお、平均市場価格がプラス調整基準値およびマイナス調整基準値の範囲内の場合、調整は実施しない。

(イ) 平均市場価格

各平均市場価格算定期間における北陸エリアの毎日 6:00 から 18:00 までの電力市場価格の 1 キロワット時あたりの平均価格とする。なお、電力市場価格の 1 キロワット時あたりの平均価格の単位は 1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入とする。

(ロ) 調整基準値（1 キロワット時につき）

マイナス調整基準値	5.00 円
プラス調整基準値	29.00 円

(ハ) 基準市場単価（1 キロワット時につき）

高圧	0.149 円
特別高圧	0.145 円

(二) 算定期間

北陸エリアにおける各平均市場価格算定期間に応する市場価格調整単価適用期間は、次のとおりとする。但し、計量日が 1 日かつ検針種別が分散の場合、市場価格調整単価適用期間は計量日の属する月の料金に係る計量期間等となる。

平均市場価格算定期間	市場価格調整単価適用期間
毎年1月24日から2月23日までの期間	その年の3月の料金に係る計量期間等
毎年2月24日から3月23日までの期間	その年の4月の料金に係る計量期間等
毎年3月24日から4月23日までの期間	その年の5月の料金に係る計量期間等
毎年4月24日から5月23日までの期間	その年の6月の料金に係る計量期間等
毎年5月24日から6月23日までの期間	その年の7月の料金に係る計量期間等
毎年6月24日から7月23日までの期間	その年の8月の料金に係る計量期間等

毎年7月24日から8月23日までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間等
毎年8月24日から9月23日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間等
毎年9月24日から10月23日までの期間	その年の11月の料金に係る計量期間等
毎年10月24日から11月23日までの期間	その年の12月の料金に係る計量期間等
毎年11月24日から12月23日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期間等
毎年12月24日から翌年の1月23日までの期間	翌年の2月の料金に係る計量期間等

へ. 関西エリア

関西エリアに適用される市場価格調整単価は次の算式によって算定された値とする。なお、市場価格調整単価の単位は1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

(算定式) 市場価格調整単価 = (平均市場価格 - 基準市場価格) × 基準市場単価

(イ) 平均市場価格

$$\text{平均市場価格} = X \times x + Y \times y \quad (\text{銭未満四捨五入})$$

X = 各平均市場価格算定期間における関西エリアの電力市場価格の1キロワット時あたりの平均価格

Y = 各平均市場価格算定期間における関西エリアの毎日8:00から16:00までの電力市場価格の1キロワット時あたりの平均価格

$$x = 0.9162$$

$$y = 0.0838$$

なお、電力市場価格の1キロワット時あたりの平均価格の単位は1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入とする

(ロ) 基準市場価格 (1キロワット時につき)

基準市場価格	10.82 円
--------	---------

(ハ) 基準市場単価 (1キロワット時につき)

関西エリアにおける各基準市場単価に対応する基準市場単価適用期間は、次のとおりとする。但し、計量日が1日かつ検針種別が分散の場合、適用される基準市場単価は計量日の属する月の料金に係る計量期間等となる。

高圧 (500kW未満の 契約種別)	高圧 (500kW以上の 契約種別)	特別高圧	基準市場単価適用期間
0.293 円	0.299 円	0.295 円	1月の料金に係る計量期間等
0.299 円	0.194 円	0.191 円	2月の料金に係る計量期間等
0.194 円	0.215 円	0.212 円	3月の料金に係る計量期間等
0.499 円	0.499 円	0.493 円	4月の料金に係る計量期間等
0.499 円	0.153 円	0.151 円	5月の料金に係る計量期間等
0.153 円	0.121 円	0.119 円	6月の料金に係る計量期間等
0.121 円	0.122 円	0.120 円	7月の料金に係る計量期間等
0.122 円	0.242 円	0.239 円	8月の料金に係る計量期間等
0.242 円	0.254 円	0.251 円	9月の料金に係る計量期間等
0.254 円	0.253 円	0.250 円	10月の料金に係る計量期間等
0.253 円	0.179 円	0.177 円	11月の料金に係る計量期間等
0.179 円	0.293 円	0.289 円	12月の料金に係る計量期間等

(二) 算定期間

関西エリアにおける各平均市場価格算定期間に応する市場価格調整単価適用期間は、次のとおりとする。なお、計量期間等の始期が毎月初日の供給地点の市場価格調整単価適用期間は、各月の翌月の料金に係る計量期間等とする。

平均市場価格算定期間	市場価格調整単価適用期間
毎年1月21日から2月20日までの期間	その年の4月の料金に係る計量期間等
毎年2月21日から3月20日までの期間	その年の5月の料金に係る計量期間等
毎年3月21日から4月20日までの期間	その年の6月の料金に係る計量期間等
毎年4月21日から5月20日までの期間	その年の7月の料金に係る計量期間等
毎年5月21日から6月20日までの期間	その年の8月の料金に係る計量期間等
毎年6月21日から7月20日までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間等
毎年7月21日から8月20日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間等
毎年8月21日から9月20日までの期間	その年の11月の料金に係る計量期間等
毎年9月21日から10月20日までの期間	その年の12月の料金に係る計量期間等
毎年10月21日から11月20日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期間等

毎年11月21日から12月20日までの期間	翌年の2月の料金に係る計量期間等
毎年12月21日から翌年の1月20日までの期間	翌年の3月の料金に係る計量期間等

ト. 中国エリア

中国エリアに適用される市場価格調整単価は次の算式によって算定された値とする。なお、市場価格調整単価の単位は1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

(算定式) 市場価格調整単価 = (平均市場価格 - 基準市場価格) × 基準市場単価

(イ) 平均市場価格

$$\text{平均市場価格} = X \times x + Y \times y \quad (\text{銭未満四捨五入})$$

X = 各平均市場価格算定期間における中国エリアの電力市場価格の1キロワット時あたりの平均価格

Y = 各平均市場価格算定期間における中国エリアの毎日8:00から16:00までの電力市場価格の1キロワット時あたりの平均価格

$$x = 0.4861$$

$$y = 0.5139$$

なお、電力市場価格の1キロワット時あたりの平均価格の単位は1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入とする。

(ロ) 基準市場価格 (1キロワット時につき)

基準市場価格	9.45 円
--------	--------

(ハ) 基準市場単価 (1キロワット時につき)

高圧	0.265 円
特別高圧	0.259 円

(二) 算定期間

燃料価格調整単価と同期間で算定し、同適用月に反映する。(別紙3(4)亦(イ)の「平均燃料価格算定期間」を「平均市場価格算定期間」、「燃料価格調整単価適用期間」を「市場価格調整単価適用期間」と読み替えるものとする。)

チ. 四国エリア

四国エリアでは市場価格調整単価は適用されない。

リ. 九州エリア

九州エリアに適用される市場価格調整単価は次の算式によって算定された値とする。なお、市場価格調整単価の単位は1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

(算定式) 市場価格調整単価 = (平均市場価格 - 基準市場価格) × 基準市場単価

(イ) 平均市場価格

平均市場価格 = $X \times x + Y \times y$ (銭未満四捨五入)

X = 各平均市場価格算定期間における九州エリアの電力市場価格の1キロワット時あたりの平均価格

Y = 各平均市場価格算定期間における九州エリアの毎日6:00から18:00までの電力市場価格の1キロワット時あたりの平均価格

$x = 0.4627$

$y = 0.5373$

なお、電力市場価格の1キロワット時あたりの平均価格の単位は1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入とする。

(ロ) 基準市場価格 (1キロワット時につき)

基準市場価格	8.22 円
--------	--------

(ハ) 基準市場単価 (1キロワット時につき)

高圧	0.284 円
特別高圧	0.278 円

(二) 算定期間

九州エリアにおける各平均市場価格算定期間に応する市場価格調整単価適用期間は、次のとおりとする。但し、計量日が1日かつ検針種別が分散の場合、市場価格調整単価適用期間は計量日の属する月の料金に係る計量期間等となる。

平均市場価格算定期間	市場価格調整単価適用期間
毎年1月21日から2月20日までの期間	その年の4月の料金に係る計量期間等

毎年2月21日から3月20日までの期間	その年の5月の料金に係る計量期間等
毎年3月21日から4月20日までの期間	その年の6月の料金に係る計量期間等
毎年4月21日から5月20日までの期間	その年の7月の料金に係る計量期間等
毎年5月21日から6月20日までの期間	その年の8月の料金に係る計量期間等
毎年6月21日から7月20日までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間等
毎年7月21日から8月20日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間等
毎年8月21日から9月20日までの期間	その年の11月の料金に係る計量期間等
毎年9月21日から10月20日までの期間	その年の12月の料金に係る計量期間等
毎年10月21日から11月20日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期間等
毎年11月21日から12月20日までの期間	翌年の2月の料金に係る計量期間等
毎年12月21日から翌年の1月20日までの期間	翌年の3月の料金に係る計量期間等

(6) ヘンリーハブ価格調整単価の算定

イ. ヘンリーハブ価格調整単価

ヘンリーハブ価格調整単価は、次の算式によって算定された値とする。なお、ヘンリーハブ価格調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点第1位で四捨五入する。

(算定式) ヘンリーハブ価格調整単価 = (基準ヘンリーハブ単価 × (ヘンリーハブ価格 ÷ 2.867) + 基準輸送関連単価) × (平均為替レート ÷ 147.60) - (基準ヘンリーハブ単価 + 基準輸送関連単価)

ロ. 基準ヘンリーハブ単価

基準ヘンリーハブ単価は、ヘンリーハブ価格が 2.867 ドル変動した場合の値とし、1キロワット時につき次のとおりとする。

高圧	0.236 円
特別高圧	0.233 円

ハ. ヘンリーハブ価格

New York Mercantile Exchange の Henry Hub natural gas futures における、別紙3(6) へに定める当該月の1か月前における第3最終営業日の1MMBtu 当たりの settlement price とする。

二. 平均為替レート

貿易統計における外国為替相場のうち、アメリカ合衆国通貨1ドルに対する日本国通貨(円)の換算値をもとに、別紙3(6) へに定める平均為替レート算定期間

に基づき月次に算定した値とする。

ホ. 基準輸送関連単価

基準輸送関連単価は、平均為替レートが 147.60 円変動した場合の値とし、1 キロワット時につき次のとおりとする。

高圧	0.458 円
特別高圧	0.452 円

ヘ. 算定期間

中部エリアにおける各平均為替レート算定期間および各ヘンリーハブ価格に対応するヘンリーハブ価格調整単価の適用期間は、次のとおりとする。但し、計量日が 1 日かつ検針種別が分散の場合、ヘンリーハブ価格調整単価適用期間は計量日の属する月の料金に係る計量期間等となる。

平均為替レート算定期間	ヘンリーハブ 価格当該月	ヘンリーハブ価格調整単価 適用期間
毎年1月1日から1月31日までの期間	その年の1月	その年の4月の料金に係る計量 期間等
毎年2月1日から2月28日までの期間 (閏年となる場合は、2月29日までの期 間)	その年の2月	その年の5月の料金に係る計量 期間等
毎年3月1日から3月31日までの期間	その年の3月	その年の6月の料金に係る計量 期間等
毎年4月1日から4月30日までの期間	その年の4月	その年の7月の料金に係る計量 期間等
毎年5月1日から5月31日までの期間	その年の5月	その年の8月の料金に係る計量 期間等
毎年6月1日から6月30日までの期間	その年の6月	その年の9月の料金に係る計量 期間等
毎年7月1日から7月31日までの期間	その年の7月	その年の10月の料金に係る計 量期間等
毎年8月1日から8月31日までの期間	その年の8月	その年の11月の料金に係る計 量期間等
毎年9月1日から9月30日までの期間	その年の9月	その年の12月の料金に係る計 量期間等
毎年10月1日から10月31日までの期間	その年の10月	翌年の1月の料金に係る計量期 間等
毎年11月1日から11月30日までの期間	その年の11月	翌年の2月の料金に係る計量期 間等
毎年12月1日から12月31日までの期間	その年の12月	翌年の3月の料金に係る計量期 間等

(7) 離島ユニバーサルサービス調整単価の算定

イ. 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、次の算式によって算定された値とする。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1 錢とし、その端数は、小

数点以下第1位で四捨五入する。

$$(算定式) \text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (\text{離島平均燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times (\text{離島基準単価} \div 1,000)$$

ロ. 離島基準燃料価格

離島基準燃料価格は電力需要者の供給地点の供給区域ごとに次のとおりとする。

北海道エリア	79,300円
東北エリア	79,300円
中国エリア	79,300円
九州エリア	79,300円

ハ. 離島平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、次の算式によって算定された値とする。なお、離島平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入する。但し、離島平均燃料価格が119,000円を上回る場合は、離島平均燃料価格を119,000円とする。

$$(算定式) \text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A=各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格
B=各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格
C=各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

α 、 β 、および γ は電力需要者の供給地点の供給区域ごとに次のとおりとする。

北海道エリア	$\alpha = 1.0000$	$\beta = 0.0000$	$\gamma = 0.0000$
東北エリア	$\alpha = 1.0000$	$\beta = 0.0000$	$\gamma = 0.0000$
中国エリア	$\alpha = 1.0000$	$\beta = 0.0000$	$\gamma = 0.0000$
九州エリア	$\alpha = 1.0000$	$\beta = 0.0000$	$\gamma = 0.0000$

ニ. 離島基準単価

基準単価は、離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、電力需要者の供給地点の供給区域ごとに次のとおりとする。

		高圧	特別高圧
北海道エリア	1キロワット時につき	0.001円	0.001円
東北エリア	1キロワット時につき	0.001円	0.001円
中国エリア	1キロワット時につき	0.001円	0.001円
九州エリア	1キロワット時につき	0.003円	0.003円

ホ. 算定期間

燃料価格調整単価と同期間で算定し、同適用月に反映する。(別紙3(4)ホ(イ)の「平均燃料価格算定期間」を「離島平均燃料価格算定期間」、「燃料価格調整単価適用期間」を「離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間」と読み替えるものとする。)

4. 日割計算の基本算式

(1) 基本料金を日割りする場合の日割計算の算式は、次のとおりとする。

$$(算定式) (基本料金単価 \div 計量期間等の日数) \times \text{日割計算対象日数} \times \text{契約電力}$$

但し、第13条第3項(3)に該当する場合、計量期間等の日数にかえ、暦日数とする。

(2) 自家発補給電力基本料金を日割りする場合の日割計算の算式は、次のとおりとする。

$$(算定式) (\text{自家発補給電力基本料金単価} \div \text{計量期間等の日数}) \times \text{日割計算対象日数} \times \text{契約電力}$$

但し、第13条第3項(3)に該当する場合、計量期間等の日数にかえ、暦日数とする。

(3) 予備送電サービス料金を日割りする場合の日割計算の算式は、次のとおりとする。

$$(算定式) (\text{予備送電サービス単価} \div \text{計量期間等の日数}) \times \text{日割計算対象日数} \times \text{契約電力}$$

但し、第13条第3項(3)に該当する場合、計量期間等の日数にかえ、暦日数とする。

- (4) 電気の供給を開始し、又は電力需給契約が終了した場合の、(1)、(2) および (3) にいう計量期間等の日数は、電気の供給を開始した場合、開始日を含む計量期間等の日数とし、電力需給契約が終了した場合、終了日の前日を含む計量期間等の日数とする。
- (5) 電気の供給を開始し、又は電力需給契約が終了した場合の、(1)、(2) および (3) にいう暦日数は、電気の供給を開始した場合、開始日を含む計量期間等の始期の属する月の日数とし、電力需給契約が終了した場合、終了日の前日を含む計量期間等の始期の属する月の日数とする。
- (6) 供給停止期間中の料金の日割計算を行う場合は、(1)、(2) および (3) の日割計算対象日数は停止期間中の日数とする。この場合、停止期間中の日数には、接続供給を停止した日を含み、接続供給を再開した日を含まない。また、停止日に接続供給を再開する場合、その日は、停止期間中の日数には含まない。